

わが国銀行システムの20年史 ~ 不良債権問題の発生と対応等

1. 20年前の銀行システムと現代との比較

(大筋変わらないもの)

- ・ 間接金融中心の資金供給 (設備投資の高水準持続、社債市場の未発達、信用リスク評価機能の偏在)

(一部変化したもの)

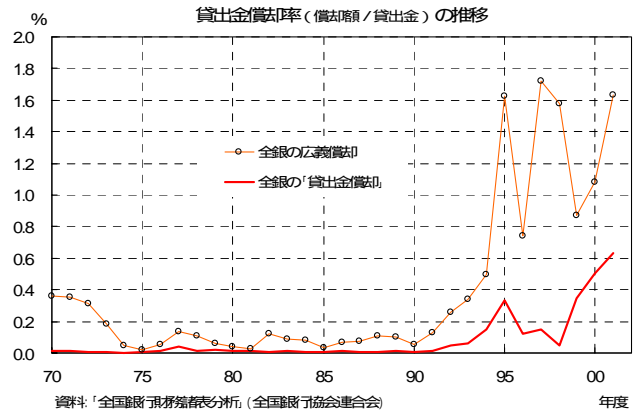
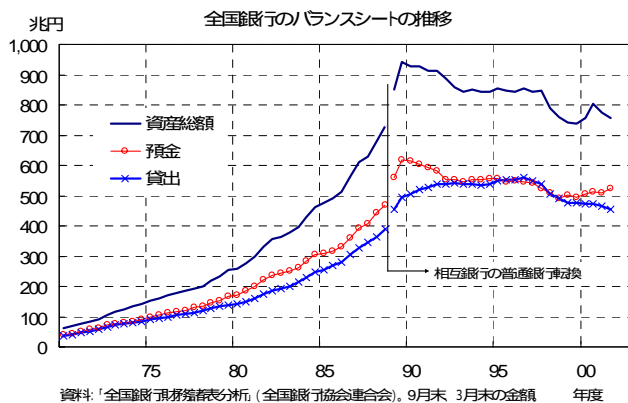
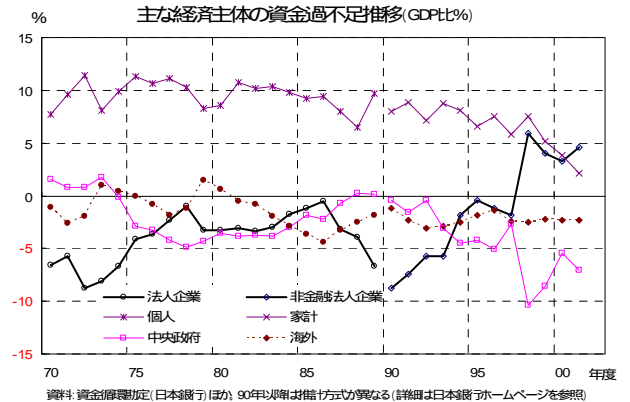
- ・ 資金の借り手 (政府の比重 等)
- ・ 業態の垣根 (銀証分離、長短分離、銀信分離 など) の低下
- ・ メインバンク制度 (株式持合い、情報集中、企業再建など) の変質
- ・ 預金保険機構 (71年創設) の強化
- ・ 土地担保融資の安全性低下 (「土地神話」の崩壊)

(なくなったもの)

- ・ 護送船団方式 (最も船足の遅い船が生き残れる環境 高水準の利益) の金融行政 (店舗行政、通達行政、合併による破綻処理 など)
- ・ 預金金利規制 (臨時金利調整法、公定歩合に連動した預金金利決定方式)
- ・ 窓口指導 (貸出増加額規制、「信用割当」説)
- ・ ボリューム重視の金融機関経営

(昔なかったもの)

- ・ 不良債権問題、ディスクロージャー、金融機関の破綻処理
- ・ 早期是正措置 (金融検査マニュアル、自己査定制度、金融監督庁等とセット)
- ・ BIS自己資本比率規制



## 2. 変革の契機：二つのコクサイ化と金融自由化の動き

### (時代背景)

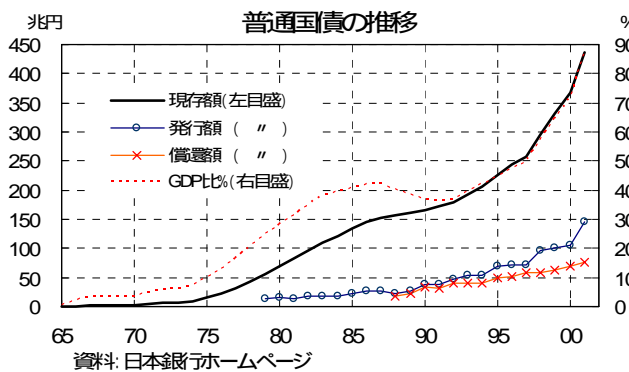
- ・石油ショック後の中程度の成長持続（成長率の鈍化 資金需要の変化、2つの石油危機を乗り越えた自信）

### (二つのコクサイ化)

- ・国債の大量発行（民間の資金需要低下 + 貯蓄の高水準持続 財政支出の拡大、預金との競合可能性）
- ・国際化の進展（日本企業の海外での成功、金融業務の国際化、海外起債）

### (金融の自由化)

- ・預金金利の自由化が先行（市場金利連動商品の登場、最低預入額 < 大口の預金から順次自由化 >）



**自由金利の定期預金導入**

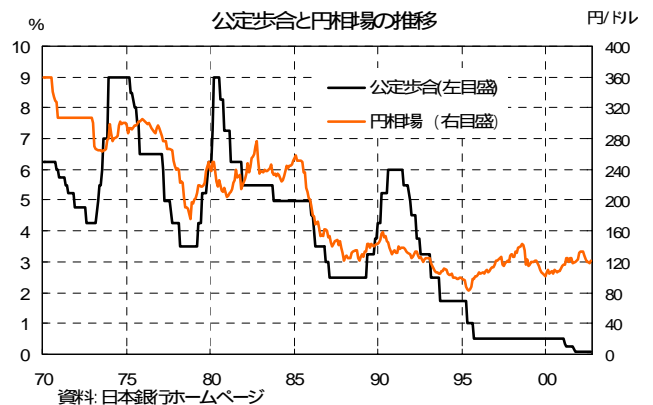
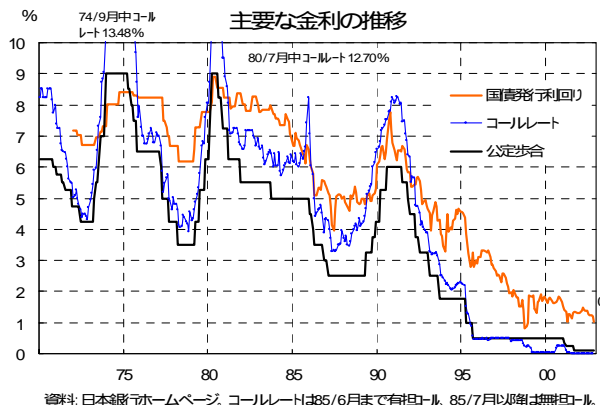
- ・ CD (79/5月) 当初 5 億円 < 段階引き下げ >
- ・ 大口定期預金 (85/10月) 当初 10 億円 < " >
- ・ MMC (85/3月) 当初 5 千万円 < " >
- ・ 小口 MMC (89/6月) 当初 3 百万円 92/6月 最低預入額撤廃

91/11月 300 万円以上の預金金利は完全に自由

## 3. バブルの発生

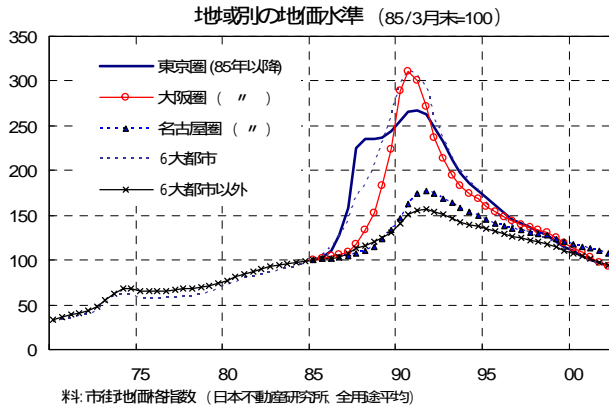
### (時代背景)

- ・「国際協調」による低金利政策（日本の経常収支黒字の定着、円高不況のトラウマ、「債権大国」論、低金利の永続期待）



(バブル期の経済の特徴)

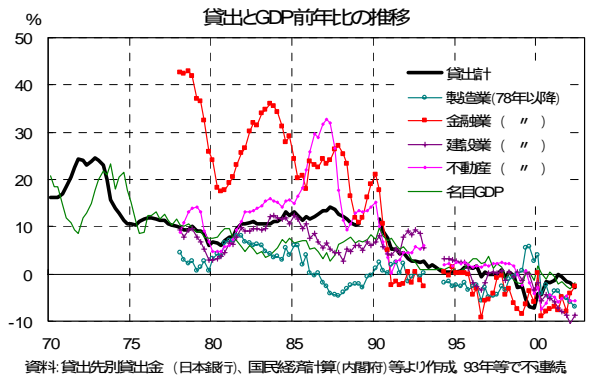
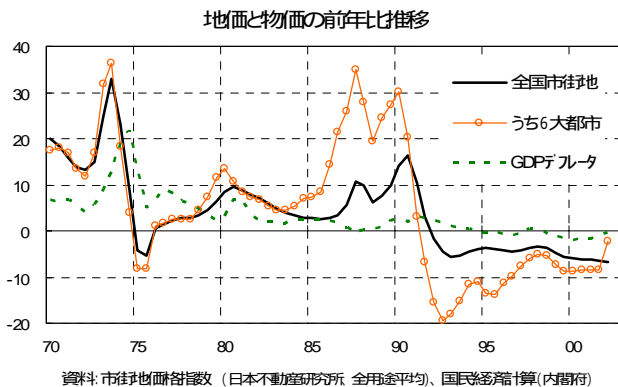
- ・地価の上昇（首都圏での地価上昇 関西圏・名古屋圏などへ拡大、土地神話の強まり、担保余力拡大による資金調達力）
- ・株価の上昇（期待配当流列の割引現在価値、地価の上昇 + 「トービンのq」説 株価上昇、ブラックマンデーの発生と低金利アンカー論）



- ・バブルの経済学（「合理的バブル」の可能性 < 自己実現的予言 >、期待の経済理論による分析）である程度解釈可能
- ・製造業における資金需要の頭打ち（自己資金の充実、無借金経営の広がり、起債の拡大）と非製造業への貸出傾斜（ノンバンク・建設・不動産の旺盛な資金需要、リゾート開発ブーム）

(派生的な現象)

- ・格付機関の高い邦銀評価（格付機関も過大評価） 邦銀の「オーバープレゼンス」問題、BIS 規制の導入
- ・緩に流れた金融機関の審査姿勢（審査ノウハウ < 土地担保への安住 >、審査部署の一段の軽量化、担保掛目 の動き）



#### 4. バブルの崩壊

##### (時代背景)

- ・金融面での政策対応（公定歩合、不動産融資規制の導入）
- ・国内景気は減速から悪化へ（設備投資の減少、企業収益の悪化）
- ・「永続可能性」を欠いていたバブル期の期待（高過ぎる地価、日本経済の有利性後退、成長産業の種切れ、過剰設備の顕現化）

##### (資産価格の下落)

- ・株価の下落（ファンダメンタルズの変化、設備過剰の顕現化、収益拡大期待の後退、日本企業の相対的強さ、地価下落による企業価値）
- ・地価の下落（土地に対する政策対応、土地の相対的魅力、地代などを反映）

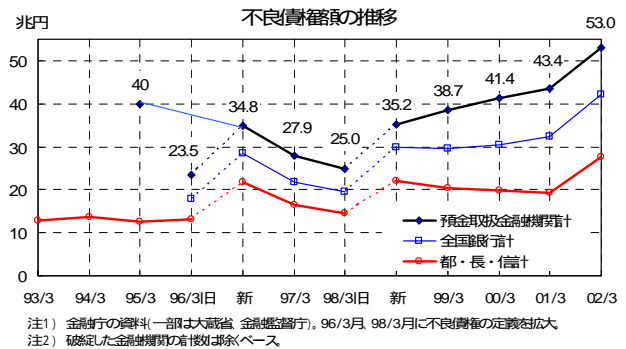
#### 5. 金融機関の不良債権拡大

##### (不良債権拡大の背景)

- ・貸出の焦付き（金利減免・延滞・利息追貸しなどの弥縫策<先送り>、資産の1層の悪化、回収困難化、儲からないプロジェクトなど）
- ・下げ止まらない地価（不動産供給、土地神話の崩壊+売り急ぎの動き、担保価格の下落、担保では回収できない焦付き）

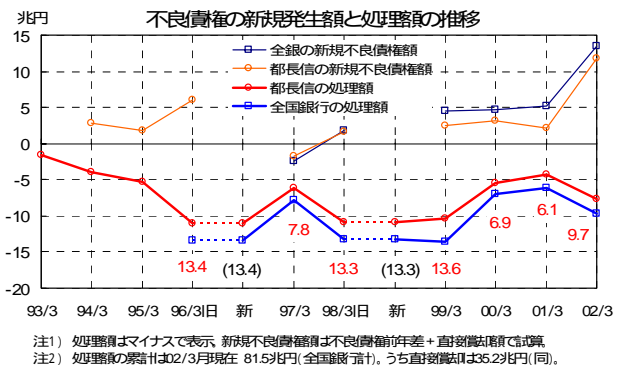
##### (銀行側の対応)

- ・会計制度の悪用（連結決算の遅れ、北海道拓殖銀行などでの関連ノンバンクへの不良債権飛ばし、不十分な引当金）
- ・ディスクロージャー制度の導入と限界（当初は不十分、開示範囲を徐々に拡大、利息追貸しなどの抜け穴）
- ・株式などの含み益の範囲内での微温的な不良債権処理（当初は赤字決算は限定的、不良債権処理の先送り）



開示と右図の不良債権の範囲

	92~94年度	95~96年度	97年度~
不良債権	破綻先債権 延滞債権	破綻先債権 延滞債権 金利減免等債権	破綻先債権 延滞債権 3カ月以上延滞債権
	全銀協統一 開示基準	経営支援先 債権	貸出条件緩和債権



(一部金融機関の破綻)

- ・住専の破綻(個人住宅ローン市場での競争力 不動産業者への貸し込み、不動産融資規制の対象外、公的資金投入への世間の反発)
- ・2信組の破綻と東京共同銀行の設立(官僚への批判、相次ぐ中小金融機関の破綻)
- ・公的支援への躊躇い(住専処理のトラウマ、銀行業界への反発<高給批判等>、実態把握の遅れ、整理回収機構の設立)

6. 97年秋からの金融危機と公的資金の投入

(97年秋の破綻の連鎖)

- ・三洋証券・北海道拓殖銀行・山一証券の破綻(無担コール市場での債務不履行、クレジットライン見直し、不安の連鎖、一部の地方銀行にも波及)

(98年の金融不安)

- ・日本長期信用銀行・日本債券信用銀行の破綻(破綻後に明らかになった不良債権の実情、なかなか現れない引受け手、瑕疵担保特約<損失補填>)
- ・貸し渋りの発生(債権回収に力を入れる金融機関、マクロの貸出残高も減少へ、中小企業の資金繰り不安)

(政策対応)

- ・預金保険制度の拡充(意義:預金者保護<保護するのは預金者であって銀行ではない>、モラルハザードの恐れ)、ペイオフの停止
- ・98年3月に公的資金を注入(金融機能安定化緊急措置法)
- ・98年10月に金融機能早期健全化法・金融機能再生法が成立(公的資金の投入、経営健全化計画、沈静化した金融不安)

(その後の動き)

- ・なかなか減らない不良債権(株式含み益の枯渇、景気の悪化に伴う不良債権の拡大、会計制度の変更による透明性の高まり、特別検査)
- ・定期預金のペイオフ解禁(02年4月<1年延期後>、流動性預金は対象外)

7. 早期是正措置の導入

(主要な構成要素)

- ・自己査定制度の導入(会計監査人と金融当局の二重チェック、**信用リスク管理の厳格化、自己責任原則**、個別行の裁量を認める「自己査定基準書」)
- ・金融検査マニュアルの導入(**リスク管理の重視**<信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど>、資産査定基準の明文化、監査の重視)

- ・資産査定の手組みの提示（第 分類～第 分類、債務者区分＜正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先＞、要管理先）

債権分類（回収の可能性により分類）	資産の自己査定額（13/3 月末） 単位：兆円					
第 分類：正常債権					計	
第 分類：回収に注意を要する債権 ＜要管理債権も含む＞	都・長・信計	308.0	40.5	1.7	0	350.1
第 分類：回収に重大な懸念のある債権	全国銀行計	470.7	63.1	2.6	0	536.3
第 分類：回収不能債権	預金取扱金融機関	587.8	79.6	3.1	0	670.6

- ・・・・債務者区分や担保の回収可能性をリンクさせて分類を決定する。

（注意）開示用の「金融再生法開示債権」や「リスク管理債権」とは定義がいくらか異なる。また、各企業の将来予想に関する前提のおき方によって、その経営状態に関する査定の結果は変わり得る。

- ・査定結果に基づく償却・引当の義務付け（税制を意識した償却姿勢からの変化  
税効果会計、検査による償却・引当内容のチェック）
- ・自己資本比率が不十分な場合の行政措置を法律に明記（行政プロセスの透明化  
＜通達の廃止とガイドラインの公表＞、資本注入など）

定義：自己資本比率 = (基本項目 + 補完項目 - 控除項目) / リスクアセット  
 国際基準行（海外に営業拠点あり）は **B I S 基準と同じ** 8% とする  
 国内基準行（海外に営業拠点なし）は **日本独自の類似基準** 4% とする

（導入後の関係機関の対応）

- ・金融機関側の対応（免許業種としての法令遵守意識、マニュアルを意識した社内体制を整備中、もっとも“仏作って魂入れず”の恐れ＜字面を追うことに主眼をおいた対応？＞、税効果会計のあり方が論議の種に）
- ・会計監査人協会の対応（各種実務指針の公表、徐々に進む意識の変化、法的責任の有無が不明確）
- ・日本銀行考査の対応（独自の査定基準 検査マニュアル準拠方式へ、会計監査人との意見交換の重視）

## 8．金融ビッグバンなどの制度改革

（金融ビッグバンの概要）

- ・「フリー・フェア・グローバル」の理念（各種規制の緩和＜護送船団行政からの決別＞、透明性の高まり、日本型金融システムの見直し）
- ・業態間の垣根の低下（相互乗り入れ、金融持株会社制度の導入、業態間の競争の激化、業態を超えた合従連衡）

- ・扱える金融商品の多様化（銀行での投資信託販売、債権流動化の進展、外為業務の多様化＜外為法の改正＞）

#### （ビッグバンの影響）

- ・メガバンクの登場（合併あるいは持ち株会社による統合の進展、統合メリットを活かすための戦略）
- ・外資系金融機関の活躍（高度な金融商品企画力、人材の流動化、国際的な資金移動＜リスクをとる資金の流入窓口＞）

#### （その他の主な制度改革）

- ・日銀法の改正（中央銀行の独立性の高まり、アカウントビリティの強化、金融政策決定会合の定例化）
- ・金融庁の設立（金融監督庁の設立＜財政と金融の分離＞、検査要員の増強、金融監督庁から金融庁へ）
- ・会計ビッグバン（連結決算の重視、税効果会計の導入、時価会計の導入、退職金給付会計の見直し）

以 上

#### （参考文献）

- ・日本銀行銀行論研究会編、「金融システムの再生にむけて」有斐閣、2001年
- ・日本経済新聞社編、「検証バブル 犯意なき過ち」日経ビジネス人文庫、2001年
- ・日本経済新聞社編、「金融迷走の10年 危機はなぜ防げなかったのか」日経ビジネス人文庫、2002年
- ・野口悠紀雄、「バブルの経済学」日本経済新聞社、1992年
- ・西村吉正、「金融行政の敗因」文春新書、1999年
- ・北海道新聞社編、「解明・拓銀を潰した『戦犯』」講談社文庫、2000年
- ・金融監督庁、「金融検査マニュアル」、1999年（最新版を金融庁のホームページ＜<http://www.fsa.go.jp/>>に掲載）
- ・金融庁、「金融庁の1年」、各年版（同上）
- ・日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/>（各種統計、金融政策、考査方針、銀行の経営分析などを掲載）